

答 申

1. 当審査会の結論

武蔵野市長（以下「実施機関」という。）は、武蔵野市境北こどもクラブ新築工事に係わる設計図書に関して平成4年12月8日付けの公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）において非開示とした部分のうち、工事内訳書における「単価」・「金額」・「備考」以外の部分をすみやかに開示すべきである。

工事内訳書における「単価」・「金額」・「備考」の部分を実は非開示とする理由について、実施機関は、これらの情報が「入札予定価格」に関するものであることを明示した上で、開示した場合の弊害を具体的に説明すべきである。

2. 異議申立ての趣旨

異議申立人は、平成4年10月9日に、武蔵野市情報公開条例（以下「条例」という。）第8条に基づき、実施機関に対し、「境北こどもクラブの建て替え計画の計画書及び施設建設の設計図書」の開示を請求したが、実施機関は、同年10月20日に、非開示とする決定を行った。

異議申立人は、この決定に対し、同年11月12日に、不服申立てを行ったところ、実施機関は、同年12月8日に、非開示決定を取り消し「武蔵野市境北こどもクラブ新築工事に係わる設計図書」の一部を開示する旨の決定を行った。

これに対し、異議申立人は、一部分を実は非開示とする具体的理由が示されていないとし、請求した文書全部の開示を求めるとして、平成5年1月29日に、本件異議申立てを行ったものである。

3. 実施機関による本件決定の理由説明要旨

実施機関による本件決定の理由説明の要旨は次の通りである。

平成4年10月20日付けの決定で非開示とした理由は、開示請求の時点では関連文書がまだ行政庁内部の意思形成過程のものであり、条例の定める公文書としての要件（条例第2条第2号参照）を満たしていなかったためである。

その後、契約事務が完結したので、平成4年12月8日付けの決定では、公文書として特定した「設計図書」の開示をしたが、この中で、特記仕様書及び図面一式については

開示しても何ら支障が生じないが、工事内訳書については積算基礎となる単価が記載されており、これを開示することは、例え事務完結後ではあっても、当該契約事務及び事業の公正かつ円滑な実施を著しく困難にする恐れがあるため非開示としたものである（条例第11条第7号参照）。

4. 当審査会の判断

(1) 工事内訳書の開示について

実施機関は、「設計図書」中の工事内訳書を非開示とする理由として、工事内訳書には工事の費用を算出するための基礎となる各種の単価が記載されているので、工事内訳書を開示すると、工事の契約事務の公正かつ円滑な実施が著しく困難になるとしている。

確かに、工事の各種の単価が公開されれば、本来秘密であるべき入札予定価格の推定が可能になる等、工事の契約事務について重大な影響が生じると考えられる。また、工事終了後であっても、当該工事の積算に用いられた単価は他の工事にも使用されることが想定されるから、開示するのは適当でない。その意味で、工事内訳書を非開示とした実施機関の決定には一定の合理性が認められる。

しかし、工事内訳書に記載されたその他の情報、例えば、各種の工事の名称、内容あるいは数量を示す部分等については、公開されても入札予定価格を推定することはできず、特に非開示とする必要はないと考えられる。

それ故、入札予定価格の推定に直接関係のある「単価」、「金額」及び「備考」の部分のみを非開示とすれば足りると解するのが適当である。

なお、工事内訳書の「単価」、「金額」及び「備考」の部分を開示する際の理由の付記（条例第9条第4項）については、条例第11条第7号を挙げるのは当然であるが、その他に「当該契約事務及び事業の公正かつ円滑な実施を著しく困難にする恐れがあるため」と述べるのみでは具体性に欠けるうらみがある。したがって、例えば、「開示により、入札予定価格の推定が容易となり、市が行う工事契約事務の公正な実施が著しく困難になるため」というように、入札予定価格に言及して開示の弊害を具体的に明らかにすることが法的見地からも必要と考えられる。

(2) 結論

以上のとおり、本件決定において非開示とされた部分のうち、工事内訳書中の、「単価」・「金額」・「備考」以外の部分は条例第11条第7号に該当せず開示すべき情報と考えられるので、実施機関はこれらの情報をすみやかに開示すべきである。また、一部非開示とする理由については、「入札予定価格」に関する情報であることを明示した上で、開示した場合の弊害を具体的に説明すべきである。

(3) その他

当審査会の判断は以上であるが、本件異議申立てにつき当審査会が諮問を受けるまでの経緯に関して、付言する。

本件異議申立てが提起されたのは平成5年1月29日であるが、当審査会が諮問を受けたのは同年6月3日であり、その間、4か月以上が経過している。

当審査会は、実施機関から諮問を受けたときは、90日以内に答申するように努めなければならないとされているが（公文書開示審査会規則第6条参照）、実施機関が非開示決定に対する不服申立てを受け取ってから何日以内に当審査会に諮問すべきかについては何ら規定がない。

もとより、不服申立てが提起されても、実施機関はすべて当審査会に諮問すべきものとは定められておらず、不服申立てが不適法な場合や非開示決定を取り消す場合（国から取得した情報を含む公文書等の場合を除く。）には諮問は不要である（条例第17条参照）。それ故、諮問が必要かどうかを実施機関が判断するためある程度の時間が費やされるのは当然である。

しかし、本件のように異議申立て提起後4か月以上も経過して諮問が行われるのでは、あまりに遅いと言わざるを得ない。本件の場合、このような諮問の遅れについて正当な理由があったというような事情も特にうかがうことができない。およそ法的救済はできる限り迅速になされるべきであり、今後、実施機関が当審査会への諮問を不必要に遅らせることのないように望みたい。

当審査会の審議によれば、異議申立人が重視していた実質的争点は、必ずしも工事内訳書の開示問題に限られなかったように思われる。異議申立人が平成5年6月23日付で当審査会に提出した意見書によれば、異議申立人の主たる関心は、工事の積算の根拠を明らかにすることよりも、新築される境北こどもクラブの施設概要を事前に知り、必要があれば要望等を提出したいという点にあったことがうかがわれる。

このような問題は工事終了後に工事内訳書等を開示してみても、満足すべき結果が期待できるものではないと思われるので、この点については、今一度、関係各位が検討されることを望みたい。

5. 審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成5年6月3日	・ 諮問を受けた。
平成5年6月11日 (第1回審査会)	・ 諮問の審議を行った。 ・ 実施機関から一部開示理由説明書を受理した。
平成5年6月23日	・ 異議申立人からの意見書を受理した。
平成5年7月1日 (第2回審査会)	・ 諮問の審議を行った。
平成5年8月9日 (第3回審査会)	・ 諮問の審議を行った。